

別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置  
(県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
機船船びき網漁業	さより機船船びき網漁業	定めなし	48キロワット(旧馬力15)以下	四国中央市川之江町余木崎から香川県伊吹島赤崎見通し線と四国中央市土居町仏崎から越智郡上島町江ノ島東端見通し線との間の陸岸(最大高潮時海岸線)から5,000メートル以内の海域と四国中央市土居町仏崎から越智郡上島町江ノ島東端見通し線と今治市と西条市との境界点(大崎ノ鼻)から越智郡上島町江ノ島東端見通し線との間の海域 ただし、越智郡上島町江ノ島及び西条市東部地区地先における最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域を除く。	10.1～翌5.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
潜水器漁業	第一種共同漁業の目的とする水産資源を採捕する潜水器漁業	定めなし	2トン未満52キロワット(旧馬力20)以下 2トン以上4トン未満110キロワット(旧馬力35)以下 4トン以上120キロワット(旧馬力40)以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1～12.31 ただし、規則第35条第1項及び第41条第1項に規定する期間(水産動物にあつては、全ての大きさのものに適用される期間に限る。)を除く。	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者であつて、漁業権者の同意のある者
地びき網漁業	雑魚地びき網漁業	定めなし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
固定式刺し網漁業	雑魚磯建網漁業	定めなし	定めなし	漁業根拠地の第2種共同漁業権漁場区域内	1.1～12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者であつて、漁業権者の同意のある者
刺し網漁業	ぼら囲い刺し網漁業	定めなし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
かご漁業	かにかご漁業	定めなし	5トン未満210キロワット(旧馬力70)以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	10.10～11.20	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
すくい網 漁業	いわし、い かなご、さ っぱたきよ せすくい網 漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
えむしこ ぎ漁業	えむしこぎ 漁業	定め なし	定めなし	所属漁業地区における最大高潮時海岸線から 3,000メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業 権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市ひう ち、同市西条又は 同市禎瑞に漁業根 拠地を有する者
			定めなし	西条市西部地区地先における最大高潮時海岸 線から3,000メートル以内の海域 ただし、西条市氷見と同市今在家との境界か ら今治市梶島東端を結んだ直線以東の海域及び 西条市と今治市との境界(大崎ノ鼻)から香川県 伊吹島中央見通し線を結んだ直線以北の海域並 びにえむしを内容とする第1種共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	漁業根拠地地先における最大高潮時海岸線か ら3,000メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業 権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
空釣りこ ぎ漁業	文ちんこぎ 漁業	定め なし	5ト未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	燧灘のうち瀬戸内海漁業取締規則第3条の規 定に基づく解禁区域内	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
はえ縄漁 業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	定め なし	定めなし	燧灘	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
			定めなし	燧灘及び伊予灘	1.1～ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町に漁業根 拠地を有する者
	ふぐはえ縄 漁業	定め なし	定めなし	燧灘	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
			定めなし	燧灘及び伊予灘	1.1～ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町に漁業根 拠地を有する者
ほこ突き 漁業	火光利用ほ こ突き漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
まき餌釣 り漁業	まき餌釣り 漁業	定め なし	定めなし	四国中央市川之江地区、同市三島地区及び同 市土居町地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市に漁業 根拠地を有する者
			定めなし	新居浜市地区及び西条市東部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	新居浜市、西条市 ひうち、同市西条 又は同市禎瑞に漁 業根拠地を有する 者
			定めなし	西条市西部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	今治市及び越智郡上島町地先海域 ただし、当該市町以外の共同漁業権漁場区域 を除く。	1.1～ 12.31	今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
小型定置 網漁業	雑魚小型定 置網漁業	定め なし	定めなし	アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町津根と同市土居町 藤原との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位 20 度 12 分 12 秒 3,350 メートルの点 イ Aから岡山県六島西端見通し 3,400 メートルの点 ウ イから香川県円上島と同県股島の喰 合見通し 400 メートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の喰 合見通し 400 メートルの点	4.1～ 6.30	四国中央市土居町 に漁業根拠地を有 する者
アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町藤原と同市土居町 蕪崎との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位 24 度 3,400 メートル の点 イ Aから磁針方位 20 度 3,400 メートル の点 ウ イから香川県円上島中心見通し 550 メートルの点 エ アから香川県円上島中心見通し 550 メートルの点						
アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位 30 度 3,500 メートル の点 イ Aから磁針方位 26 度 3,430 メートル の点 ウ イから香川県円上島と同県股島の喰						

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				合見通し 500 メートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の喰 合見通し 500 メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位21度3,450メートル の点 イ Aから磁針方位17度3,400メートル の点 ウ イから香川県股島西端見通し 500メ ートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の中心見通し 500メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位9度3,300メートル の点 イ Aから磁針方位4度3,250メートル の点 ウ イから香川県円上島東端見通し 500メ ートルの点 エ アから香川県円上島東端見通し 500メ ートルの点		

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。